

島根県獣医師修学資金貸与規則

島根県獣医師修学資金貸与規則をここに公布する。

平成30年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第73号

島根県獣医師修学資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、将来島根県（以下「県」という。）の職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生に対し、修学資金を貸与することにより、県の機関において必要な獣医師の人材を確保し、もって県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「獣医学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）において獣医学を履修する課程（以下「獣医学課程」という。）に在学する者をいう。

(修学資金の貸与)

第3条 県は、将来県の職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生に対し、修学資金を貸与するものとする。

(貸与金額)

第4条 修学資金の貸与額は、次の表の左欄に掲げる者について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	貸 与 額
国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する大学に在籍している者	月額 100,000円
私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の設置する大学に在籍している者	月額 180,000円

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、第8条の規定により知事が修学資金の貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要と認めた場合には、当該貸与を決定した日の属する年の4月）から、当該貸与の決定を受けた獣医学生が大学の獣医学課程を修了する日の属する月までとする。ただし、貸与期間は、正規の修業年限を超えることができない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする獣医学生は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

3 第1項の連帯保証人は、第9条第1項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

(貸与の申請)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、島根県獣医師修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(申請日の属する年度に入学した者にあつては、第3号に規定する書類を除く。)を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 大学の学長又は学部長の推薦書(大学入学前に申請する者にあつては、大学入学後に速やかに提出すること。)
- (2) 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書
- (3) 申請日の属する年度の前年度における学業成績証明書

(貸与の決定)

第8条 知事は、前条の申請に基づき修学資金を貸与する獣医学生を同条に規定する書類により決定し、島根県獣医師修学資金貸与決定(不承認)通知書(様式第2号)により当該獣医学生に、島根県獣医師修学資金貸与決定(不承認)通知書(様式第3号)により当該獣医学生が在学する大学の学長又は学部長に通知する。

(修学資金の交付)

第9条 前条の規定により修学資金の貸与決定通知を受けた獣医学生(以下「被貸与者」という。)は、直ちに当該年度の島根県獣医師修学資金交付申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

- 2 被貸与者は、貸与期間中は、毎年3月31日までに翌年度分の島根県獣医師修学資金交付申請書(様式第4号)を、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に提出するものとする。
- 3 修学資金は、毎月交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、あらかじめ、数月分を併せて交付することができる。
- 4 第5条本文の規定により知事が特に必要と認め、貸与期間を4月からとした場合には、前項本文の規定にかかわらず、4月から貸与を決定した日の属する月までの分の修学資金は、貸与の決定後速やかに交付する。
- 5 第3項ただし書の規定による修学資金の交付を受けようとする獣医学生は、島根県獣医師修学資金一括交付申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び停止)

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため大学の獣医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 県の機関に勤務する意思がなくなったことにより、修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

- 2 知事は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を

受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、修学資金の交付を停止する。この場合において、停止された月分の修学資金が既に交付されているときは、当該修学資金は、当該被貸与者が復学した日の属する月の翌月以降の分として交付されたものとする。

(借用証書の提出)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付を受けた修学資金の全額について、借用証書(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(返還)

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学資金の全額(以下「貸付資金全額」という。)と知事が別に定める場合を除き各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で算定した額との合計額(以下「返還債務の額」という。)を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により修学資金の貸与が取り消されたとき。
- (2) 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により獣医師の業務に従事できないとき。
- (3) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- (4) 大学の獣医学課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就かなかったとき。
- (5) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間県の職員として獣医師の業務に従事できない見込みとなったとき。

ア 修学資金の貸与額が月額12万円以下である被貸与者 貸与期間の2分の3に相当する期間

イ 修学資金の貸与額が月額12万円を超える被貸与者 貸与期間の3分の5に相当する期間

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、島根県獣医師修学資金返還明細書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(返還の特例)

第13条 被貸与者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の額の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により、大学の獣医学課程を修了する見込みがなくなったため貸与の決定を取り消されたとき又は獣医師の業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、前項各号に掲げる事由が生じた日(第15条第3項の規定により貸付資金全額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定又は免除しない旨の決定の通知を受けた日)から起算して14日以内に、島根県獣医師修学資金返還方法承認申請書(様式第8号)を知事に提出してその承認

を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い（支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。）又は月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、貸与期間を超えることができない。

- 3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、島根県獣医師修学資金返還方法変更承認申請書（様式第9号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（返還の猶予）

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号。以下「条例」という。）第2条の表島根県獣医師修学資金の項に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）及び災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが著しく困難であると知事が認めるときは当該事由が継続する期間、返還債務の額の返還を猶予することができる。

- 2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額の返還の猶予を受けようとするときは、同項に規定する事由が生じた日から起算して14日以内に、島根県獣医師修学資金返還猶予申請書（様式第10号）に当該事由を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 被貸与者は、第1項に定める従事期間中においては、毎年1回、4月30日までに島根県獣医師修学資金返還猶予申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（返還の免除）

第15条 従事期間は、被貸与者が県の職員（獣医師の業務に従事した場合に限る。）となった日の属する月から県の職員（獣医師の業務に従事した場合に限る。）でなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

- 2 前項の規定により従事期間を算定する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

- 3 被貸与者は、貸付資金全額又はその一部の額について返還の免除を受けようとするときは、条例第2条の表島根県獣医師修学資金の項に規定する免除の条件に該当する事由が生じた日から起算して14日以内に、島根県獣医師修学資金返還免除申請書（様式第11号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 被貸与者は、貸付資金全額の一部について返還の免除を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。

- 5 第12条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

（延滞金）

第16条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額又は前条第4項の規定により返還しなければならない額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(届出)

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (3) 心身の故障のため大学の獣医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (4) 大学の獣医学課程を修了したとき。
- (5) 獣医師免許を取得したとき。
- (6) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (7) 連帯保証人を変更したとき。
- (8) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は獣医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県獣医師修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした修学資金については、なお従前の例による。